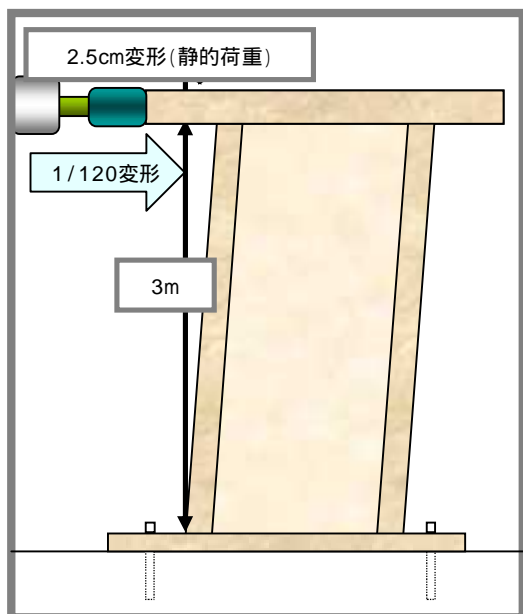


【なぜ、GVA制震工法が注目を集めているのか？】



建築基準法は、“最低の基準”だからです

“法律”という言葉を目にすると、完全・無欠なイメージをもたれるのではないのでしょうか？しかし実際はそうとも言い切れないのです。じつは、**建築基準法第1条**で自ら**「最低の基準」**という文言が謳われているのです。つまりこの法律では、「最低限の基準は明示しますが、最終的には、お施主さまの自己責任でお願いします」という意味合いが含まれているのです。ですから、**建築基準法に従う**というだけでは十分ではないのです。



建築基準法(令46条)で行われている、壁の強さ(耐震性能)を測る実験方法

建築基準法では、地震を“静的なもの”として捉えているからです

左のイラストをご覧ください。これが建築基準法で耐震性能をみる試験方法です。具体的には試験体となる壁を用意し、横から機械を用いて2～3時間かけてじっくり荷重をかけていきます(静的荷重)。その際に壁が示した耐力を計測し、耐震性能をみています。ですから、ガッチリした“耐震工法”が一般化しているのも当然なわけです。**「しかし地震ってじっくりゆっくり起こりますか？」**。実際は繰り返しの衝撃現象(エネルギー現象)です。ですから本来なら、地震をエネルギーとして捉え、繰り返しの加震実験を行い、それで耐震性能をみるべきなのです。



エネルギー法に基づく、GVA制震工法
繰り返し加震実験の風景

新しい耐震評価方法、“エネルギー法”が施行されたからです

“エネルギー法”とは、昨年9月に施行された地震対策に対する新しい評価方法です。これは簡単に言うと**「地震現象をエネルギーとして捉え、そのエネルギー吸収能力の大小で耐震評価をしましょう」というもの**です。これが施行された背景には、現状の建築基準法では正確な耐震評価ができていなかったという現実が存在するのです。